

質問事項

・質問事項のお問い合わせは、事務局までお願いします。

TEL 054-254-6303 / FAX 054-254-6294 E-mail bz799820@bz01.plala.or.jp

・11月28日(水)までに上記事務局までFAXまたはEメールにてご回答くださるようお願いいたします。

1. 障害者総合支援法について

私たちは障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと考えています。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

自民党は同法改正のなかで障害程度区分から障害支援区分に修正をするなど、障害の多様性と特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の態様がわかる様に改正を行いました。地域格差や不十分な予算措置については、今後財政の許す限り予算の拡充をほめるべきと考えております。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

社会福祉の様々な分野において自治体ごとに利用条件が異なる現状があり、特に手話通訳者や要約筆記者の派遣が必須となつながら身体障害者手帳の有無で差別をうける現状は課題と認識しています。どの自治体においても、差がなく必要とされるコミュニケーション支援が事業として実施される様に働きかけをしたいと思います。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

コーディネーターの役割は非常に重要であり、その重要性と有効性が十分に社会で共有されていなく事は遺憾です。コーディネーターの役割と意義、そこに認知を高める策に賛同し、将来的に都道府県で適正な報酬が保障されるようにその運動も進めたいと考えています。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使つてのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

憲法14条の法の平等原則に従って、特に行政機関は何人であっても、行政サービスの手段的な手段に取扱う義務があります。財政・人的資源の許す限り、窓口業務を担当する職員への筆談等のコミュニケーション研修やその他職員への理解を深める研修は積極的に行うべきだと考えております。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

静岡県民党では今回の衆院選挙でも手話通訳を加えており、他の党々選挙でも同様に行うと考えております。

5-2) について

私たちの陣営でも選挙大会に手話通訳サービスを含めるなど、情報保障には積極的に取り組んで参ります。

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

障害者が「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」によって著しく不利な差別を被っていることは誠に遺憾であります。その中で、既存の法改正によって一定の解決が計られるのか、または障害者差別禁止法の條を新たな一般法を制定すべき、慎重に検討をして参りたいと考えています。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

全ての国民が等しく社会のあらゆる分野で情報コミュニケーションやアクセスを保障される事は不可欠であり、また法制度の整備でも単なる努力義務に留まらず、実効性のある法整備を検討して参りたいと考えています。

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

私は「国家からの個人の自立」をモットーに政治活動をしており、障害者も当然含めた全国民が国家から自立するにはまず、障害者が自立できる社会づくりを国家は責任を持って行なうべきではありません。その一環として、障害の早期発見・早期治療を推進することにより、多くの児童が成長する過程で自力を促すようにしていきたいと考えています。

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区
自由民主党	勝俣 孝明	静岡 6 区